

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

1問 この法律案の概要について、法務当局に問う。

(答)

1 この法律案は、国連国家免除条約を踏まえ、外国等を当事者とする民事裁判手続等に関する我が国の裁判権の範囲等について定めたものであり、次のような規律を設けることによって、この法律案の適用がある場合を明らかにしている。

2 第1に、この法律案の規律の対象となる「外国等」の意義について定めている。

3 第2に、外国等に対する民事裁判手続について、外国等が我が国の裁判権に服する場合を定めている。

具体的には、まず、外国等が特定の事項又は事件に関して我が国の民事裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとしている。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失などに関する裁判手続のうち一定のものについて、外国等が我が国の民事裁判権に服することとしている。

4 第3に、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を定めている。

具体的には、まず、外国等がその有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保

全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服することとしている。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、その有するいわゆる商業用財産等に対する民事執行の手続については、外国等は我が国の民事裁判権に服することとしている。

また、外国中央銀行等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、その明示的な同意があるような場合に限って、外国中央銀行等は我が国の民事裁判権に服することとしている。

- 5 第4に、外国等に対する訴状等の送達、外国等が裁判所に出頭しなかった場合の取扱い等、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を整備することとしている。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

2問 従前、我が国の裁判所において、外国等に対する民事裁判はどのように行われてきたのか、法務当局に問う。

(答)

1 これまで、我が国の裁判所では、具体的な事案ごとに、国際慣習法に照らし、外国が我が国の民事裁判権から免除されるか否かが判断されてきた。

すなわち、我が国の裁判所においては、昭和3年に大審院が、外国は、原則として、我が国の民事裁判権に服さないという、いわゆる絶対免除主義の立場に立つことを明らかにして以来、長い間、このような判断が判例の主流となってきた。

例えば、この大審院の考え方にしたがって、日本の企業が外国に対してコンピュータの売買代金相当額の支払を求めた場合であっても、外国は裁判権から免除されるという国際慣習法があると判断し、日本の企業の訴えを却下する下級審の裁判例があった。

2 ところが、平成18年7月21日、最高裁判所は、昭和3年の大審院の判断を変更して、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、原則として我が国の民事裁判権に服するとの判断を示し、いわゆる制限免除主義の立場に立つことを明らかにした。

この判決によって、外国国家が我が国の民事裁判権から免除されるかどうかについての基本的な考え方が示されたことになるが、外国国家が我が国の民事裁判権に服する場合とさ

れた「私法的ないし業務管理的行為」の具体的内容がすべて明らかとなったわけではない。

したがって、外国と取引等をする我が国の私人や企業にとっては、外国と紛争になった場合に、日本の裁判所で裁判をすることができるのかについて依然として不明確な状況が残っていたということができる。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

3問 第2条(定義)の「外国等」の具体例を、法務当局に問う。

(答)

1 第2条(定義)は、我が国の民事裁判権から免除され得る「外国等」の範囲を定めている。

2 具体的には、まず、第1号で定められているとおり、外国国家それ自体やその政府の機関が挙げられる。

次に、第2号では、連邦国家の州やこれに準ずる国の行政区画であって国家の主権的な権能を行使する権限を有し、かつその権能の行使としての行為をしているものが含まれることが定められており、その「連邦国家の州」の具体例としては、アメリカ合衆国を構成する州等が挙げられ、「これに準ずる国の行政区画」の具体例としては、香港等(注1)が挙げられる。

さらに、第3号では、国家から主権的な権能を行使する権限(注2)を付与された団体が、その権限を行使している場合に限り外国等として扱われることが定められており、その具体例としては、各国の中央銀行等が挙げられる。

最後に、第4号では、第1号から第3号までに掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するものが定められており、その具体例としては、国家の元首等が挙げられる。

(注1) 香港やマカオといった中国の特別行政区

(注2) 「主権的な権能を行使する権限」とは、国内法令の制定、適用又は執行をする権限を意味する。

平成21年4月16日（火）

衆・法務委員会

小川敏夫議員（民主） 対法務当局（民事局）

4問 国際機関は、この法律案の適用対象となるのか、法務当局に問う。

（答）

この法律案は、国連国家免除条約を踏まえ、外国等を当事者とする民事裁判手続等に関する我が国の裁判権の範囲等について定めることを内容とするものであるが、同条約は、国際機関を適用対象としていない。したがって、この法律案においても国際機関（注）は、適用対象とならない。

（注）国際機関とは、複数の国家によって、共通の目的達成のために、国家間の条約に基づいて直接設立された、独自の主体性を有する、常設的な団体を指す（国際法学会・国際関係法辞典〔第2版〕参照）。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫議員(民主) 対法務当局(民事局)

5問 いわゆる「未承認国家」は、この法律案の適用対象となるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 この法律案の適用対象について規定している第2条にいう「国」とは、国家それ自体をいい、我が国が国家として承認していない主体は含まない。
- 2 したがって、いわゆる「未承認国家」は、この法律案の適用対象とはならない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫議員(民主) 対法務当局(民事局)

6問 台湾は、この法律案の適用対象となるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 先ほど答弁したとおり、この法律案の適用対象について規定している第2条にいう「国」とは、国家それ自体をいい、我が国が国家として承認していない主体は含まない。
- 2 したがって、台湾は、この法律案の適用対象とはならない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

7問 外国等に対する訴状等の送達は、具体的にどのような手続によって行われるのか、法務当局に問う。

(答)

この法律案では、外国等に対する訴状等の送達について、次のような方法で行うことを定めている。

第1に、条約その他の国際約束がある場合には、それに従った方法で送達することとしている(第20条第1項第1号・注1)。

第2に、条約その他の国際約束で規定する方法がない場合には、当該外国等に対して外交上の経路を通じてする方法(同項第2号イ・注2)か、当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(同項第2号ロ)によってすることになる。

(注1) 「条約その他の国際約束」の例としては、民事訴訟手続に関する条約(昭和45年条約第6号・民訴条約)、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約(昭和45年条約第7号・送達条約)のほか、外国等に対する送達方法も定めていると解される限り、二国間条約等も該当する。

(注2) 外交上の経路とは、具体的には、受訴裁判所→最高裁判所→我が国外務省→在外公館→外国の外務省という経路で行う送達であり、現在、外国国家に対して送達する場合には、条約その他の国際約束で別段の定めのある場合を除いては、外交上の経路で送達をしている。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫議員(民主) 対法務当局(民事局)

8問 外国等の財産に対して強制執行できる場合について、法務当局に問う。

(答)

- 1 この法律案は、原則として、外国等の有する財産に対して、強制執行をすることはできないとしつつ(第4条)、次のような場合には強制執行ができるとしている。
- 2 すなわち、外国等が、その有する財産に対して強制執行をすることについて、①条約その他の国際約束、②仲裁に関する合意、③書面による契約等の方法で明示的に同意した場合には、当該外国等は、当該強制執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない(第17条第1項)。
したがって、この場合には、当該外国等の有する財産に対して、強制執行をすることができる。
- 3 また、外国等が、その有する財産を強制執行の目的を達することができるように指定し又は担保として提供した場合には、当該外国等は、当該財産に対する当該強制執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない(第17条第2項)。
したがって、この場合にも、当該外国等の有する当該財産に対して、強制執行をすることができる。
- 4 さらに、外国等の同意等がない場合でも、外国等は、当該外国等の有するいわゆる商業用財産等に対する強制執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない(第18条第1項)。
したがって、この場合にも、当該外国等の有する当該財産に対して、強制執行をすることができる。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫議員(民主) 対法務当局(民事局)

9問 日本国外にある外国等が有する財産について、強制執行をすることはできるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 強制執行の手続は、我が国の司法権の発動であり、我が国の司法権は、我が国の領域内にのみ及ぶ。
- 2 したがって、日本国外にある外国等の有する財産に対しては、我が国の司法権が及ばないため、我が国が強制執行をすることはできない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

想定1問 この法律案の適用の具体例と、従前の取扱状況について、法務当局に問う。

(答)

1 まず、この法律案の適用の具体例についてであるが、この法律案は、外国等を当事者とする民事裁判手続等に関する我が国の裁判権の範囲等について定めたものであり、具体的には、次のような規律を設けることによって、この法律案の適用がある場合を明らかにしている。

第1に、この法律案の規律の対象となる「外国等」の意義について定めている。

第2に、外国等の明示的な同意がある場合や、商業的取引、労働契約、人の死傷又は有体物の滅失などに関する裁判手続のうち一定のものである場合など、外国等に対する民事裁判手続について、外国等が我が国の裁判権に服する場合を定めている。

第3に、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を定めている。

第4に、外国等に対する訴状等の送達、外国等が裁判所に出頭しなかった場合の取扱い等、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を整備することとしている。

2 次に、従前、我が国の裁判所において、外国等に対する民事裁判がどのように行われてきたのか、その取扱状況についてであるが、これまで、我が国の裁判所では、具体的な事案

ごとに、国際慣習法に照らし、外国が我が国の民事裁判権から免除されるか否かが判断されてきた。

すなわち、我が国の裁判所においては、昭和3年に大審院が、外国は、原則として、我が国の民事裁判権に服さないという、いわゆる絶対免除主義の立場に立つことを明らかにして以来、長い間、このような判断が判例の主流となってきた。

例えば、この大審院の考え方にしたがって、日本の企業が外国に対してコンピュータの売買代金相当額の支払を求めた場合であっても、外国は裁判権から免除されるという国際慣習法があると判断し、日本の企業の訴えを却下する下級審の裁判例があった。

ところが、平成18年7月21日、最高裁判所は、昭和3年の大審院の判断を変更して、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、原則として我が国の民事裁判権に服するとの判断を示し、いわゆる制限免除主義の立場に立つことを明らかにした。

この判決によって、外国国家が我が国の民事裁判権から免除されるかどうかについての基本的な考え方が示されたことになるが、外国国家が我が国の民事裁判権に服する場合とされた「私法的ないし業務管理的行為」の具体的内容がすべて明らかとなったわけではない。

したがって、外国と取引等をする我が国の私人や企業にとっては、外国と紛争になった場合に、日本の裁判所で裁判をすることができるのかについて依然として不明確な状況が残っていたということが出来る。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

想定2問 この法律案の適用の相手方について、法務当局に問う。

(答)

- 1 この法律案第2条(定義)は、本法律案が適用されることにより我が国の民事裁判権から免除され得る「外国等」の範囲を定めている。
- 2 具体的には、まず、第1号で定められているとおり、外国国家それ自体やその政府の機関が挙げられる。

次に、第2号では、連邦国家の州やこれに準ずる国の行政区画であって国家の主権的な権能を行使する権限を有し、かつその権能の行使としての行為をしているものが含まれることが定められており、その「連邦国家の州」の具体例としては、アメリカ合衆国を構成する州等が挙げられ、「これに準ずる国の行政区画」の具体例としては、香港等(注1)が挙げられる。

さらに、第3号では、国家から主権的な権能を行使する権限(注2)を付与された団体が、その権限を行使している場合に限り外国等として扱われることが定められており、その具体例としては、各国の中央銀行等が挙げられる。

最後に、第4号では、第1号から第3号までに掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するものが定められており、その具体例としては、国家の元首等が挙げられる。

(注1) 香港やマカオといった中国の特別行政区

(注2) 「主権的な権能を行使する権限」とは、国内法令の

制定，適用又は執行をする権限を意味する。

(参考1) 国際機関の取扱い

この法律案は，国連国家免除条約を踏まえ，外国等を当事者とする民事裁判手続等に関する我が国の裁判権の範囲等について定めることを内容とするものであるが，同条約は，国際機関を適用対象としていない。したがって，この法律案においても国際機関は，適用対象とならない。

(参考2) 未承認国家の取扱い

- 1 この法律案の適用対象について規定している第2条にいう「国」とは，国家それ自体をいい，我が国が国家として承認していない主体は含まない。
- 2 したがって，いわゆる「未承認国家」は，この法律案の適用対象とはならない。

(参考3) 台湾の取扱い

- 1 この法律案の適用対象について規定している第2条にいう「国」とは，国家それ自体をいい，我が国が国家として承認していない主体は含まない。
- 2 したがって，台湾は，この法律案の適用対象とはならない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

小川敏夫(民主) 対法務当局(民事局)

想定3問 送達、執行等具体的手続について、法務当局に問う。

(答)

1 この法律案では、外国等に対する訴状等の送達について、次のような方法で行うことを定めている。

第1に、条約その他の国際約束がある場合には、それに従った方法で送達することとしている(第20条第1項第1号・注1)。

第2に、条約その他の国際約束で規定する方法がない場合には、当該外国等に対して外交上の経路を通じてする方法(同項第2号イ・注2)か、当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(同項第2号ロ)によってすることになる。

2(1) また、この法律案は、原則として、外国等の有する財産に対して、強制執行をすることはできないとしつつ(第4条)、次のような場合には強制執行ができるとしている。

(2) すなわち、外国等が、その有する財産に対して強制執行をすることについて、①条約その他の国際約束、②仲裁に関する合意、③書面による契約等の方法で明示的に同意した場合には、当該外国等は、当該強制執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない(第17条第1項)。

(3) また、外国等が、その有する財産を強制執行の目的を達することができるように指定し又は担保として提供した場合には、当該外国等は、当該財産に対する当該強制執行の

手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第17条第2項）。

(4) さらに、外国等の同意等がない場合でも、外国等は、当該外国等の有するいわゆる商業用財産等に対する強制執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第18条第1項）。

(5) したがって、以上のような場合には、外国等の有する財産に対して強制執行をすることができることになる。

(6) なお、強制執行の手続は、我が国の司法権の発動であり、我が国の司法権は、我が国の領域内にのみ及ぶ。

したがって、日本国外にある外国等の有する財産に対しては、我が国の司法権が及ばないため、我が国が強制執行をすることはできない。

(注1) 「条約その他の国際約束」の例としては、民事訴訟手続に関する条約（昭和45年条約第6号・民訴条約）、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（昭和45年条約第7号・送達条約）のほか、外国等に対する送達方法も定めていると解される限り、二国間条約等も該当する。

(注2) 外交上の経路とは、具体的には、受訴裁判所→最高裁判所→我が国外務省→在外公館→外国の外務省という経路で行う送達であり、現在、外国国家に対して送達する場合には、条約その他の国際約束で別段の定めのある場合を除いては、外交上の経路で送達をしている。

(対大臣・政務官)

4月16日(木) 参・法務委

民事局 作成

松村龍二議員(自民)

1問 国連国家免除条約とは別に、この法律を制定する必要があるのか、法務大臣に問う。

(答)

1 委員御指摘のとおり、この法律案は、国連国家免除条約を踏まえて作成したものです。

2 仮に、同条約のみで、国内法を制定しないとしますと、同条約は、締約国の間でのみ適用されますので、外国が、同条約の締約国であるか非締約国であるかによって我が国の裁判手続における取扱いに違いが生じる可能性もあります。

しかし、我が国の民事裁判権が及ぶ範囲を考えるに当たっては、諸外国を同条約の締約国であるか否かによって区別するのではなく、統一的に取り扱うことが適当であると考えられます。

そのためには、諸外国に一般的に適用される法律を制定する必要があります。

3 そこで、法務省としましては、外国が同条約の締



約国か否かにかかわらず適用されるこの法律案を提出させていただきました。

(注)

米国，英国等も，同様に諸外国に一般的に適用される国内法を整備している。

(資料)

○国連国家免除条約の概要（外務省HP掲載のもの）

(答弁等責任者)

民事局参事官 飛澤 知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

国連国家免除条約

1977年に国連において起草開始。2004年12月2日に国連総会において採択。
30か国の締結により発効(現在は未発効)。我が国は2007年1月11日に署名。

条約の内容

国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲等について定める(注)。



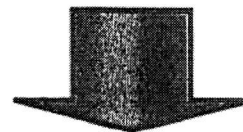
- 国は、当該国が明示的に同意した場合等を除き、裁判権からの免除が認められる。
ただし、商業的取引から生じた裁判手続、雇用契約に関する裁判手続等この条約に定める裁判手続については免除が認められない。
- 国の財産に対する強制的な措置(差押え等)は、当該国が同意した場合等を除き、とられてはならない。

(注)この条約は、刑事手続及び軍事的な活動については対象外としている。

締結のメリット

締結前

- 私人が、外国との間で取引等を行う場合、当該外国に関し裁判権からの免除が認められるか否か予見困難。



締結後

- 外国に関して免除が認められる範囲等が明確化。
- その結果、私人が外国との間でより安全に取引等を行うことが可能となる。

(対大臣・**政務官**)

4月16日(木) 参・法務委

民事局 作成

松村龍二議員(自民)

2問 この法律案によれば、外国はどのような場合に我が国の民事裁判権に服することとなるのか、法務大臣政務官に問う。

(答)

- 1 この法律案では、
 - (1) まず、外国等が特定の事項又は事件に関して我が国の民事裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合には、その外国等は我が国の民事裁判権に服するものとしております。
 - (2) また、外国等の明示的な同意がないような場合でも、日本国民や企業が外国等との間で物品を売買したり、外国等に不動産を賃貸したなどというような商業的取引や不動産に係る権利利益等に関する裁判手続について、原則としてその外国等は我が国の民事裁判権に服することとしております。
 - (3) そのほかにも、例えば、日本国民と外国等との間の労働契約に関する裁判手続や、外国等に



よる人の死傷又は有体物の滅失などに関する裁判手続について、原則としてその外国等は我が国の民事裁判権に服することとしております。

2 次に、この法律案は、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、その外国等が我が国の民事裁判権に服する場合も定めております。

具体的には、

- (1) まず、外国等がその有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合には、その外国等は我が国の民事裁判権に服することとしております。
- (2) また、外国等の明示的な同意がないような場合でも、その有するいわゆる商業用財産等に対する民事執行の手続については、その外国等は我が国の民事裁判権に服することとしております。

(答弁等責任者)

民事局参事官 飛澤 知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

松村龍二(自民) 対法務当局(民事局)

3問 ある国が産業振興のために、その国特有の民芸品を世界に広めるという目的で、日本国内にアンテナショップを出店し、そこで民芸品の販売を行っていたとする。私が、その国の民芸品を注文して取り寄せてもらうこととし、代金を振り込んだが、注文した民芸品を引き渡してもらえなかった場合には、産業の振興というその国の目的にもかかわらず、私は、その国に対して、日本の裁判所で振り込んだ代金の返還を求める裁判をすることができるのか、法務当局に問う。

(答)

1 この法律案第8条は、商業的取引、すなわち物品の売買、役務の調達及び金銭の貸借など、民事又は商事に係る事項についての契約又は取引に関する裁判手続について、外国等は原則として我が国の民事裁判権に服するものとしている。

そして、「商業的取引」に該当するか否かの判断基準については、①契約又は取引の動機や目的に着目して判断する考え方と②契約又は取引の性質に着目して判断する考え方とがある。目的に着目して判断する考え方では外国等による「商業的取引」の判断が恣意的になるおそれがあるため、基本的にはより客観的に性質に着目して判断する考え方が相当であると考えられる。

2 この考え方によると、委員御指摘の具体例においては、その国の民芸品の販売に、仮に産業振興のために、その国特有の民芸品を世界に広めるといった目的があつたとしても、契約

の性質に着目して判断することを基本とする以上、物品の売買契約であるから、「商業的取引」に該当する。したがって、委員と売買契約を結んだ国は、我が国の民事裁判権に服することになり、委員は、当該国を相手方として、日本の裁判所で振り込んだ代金の返還を求める裁判をすることができることになる。

(参考)

平成21年4月7日(火)

参・法務委員会

神崎武法議員(公明) 対法務当局(民事局)

4問 この法律案において「商業的取引」の判断基準に関する規定が設けられていないのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

- 1 「商業的取引」に該当するか否かの判断基準については、①契約又は取引の動機や目的に着目して判断する考え方と②契約又は取引の性質に着目して判断する考え方とがある。目的に着目して判断する考え方では外国等による「商業的取引」の判断が恣意的になるおそれがあるため、基本的にはより客観的に性質に着目して判断する考え方が相当であると考えられる。
- 2 しかしながら、契約又は取引の性質に着目する限りは「商業的取引」に該当し得るような場合でも、我が国の民事裁判権からの免除をすべて認めないとすることが外国等の主権を

侵害するような場合が皆無とはいえないため、そのような場合には例外的に当該契約又は取引の目的等も考慮し、我が国の民事裁判権からの免除を認める必要がある。

- 3 仮に、「商業的取引」の判断基準について性質に着目して判断する考え方の立場から明文の規定を設けてしまうと、今述べたような裁判権からの免除を認めるべき例外的な場合を読む余地がないと解されるおそれがある。

そこで、この法律案においては、「商業的取引」の判断基準についての明文規定を設けなかったものである。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

松村龍二(自民) 対法務当局(民事局)

4問 ある国の観光局が日本人観光客を誘致するために、日本国内で自国の観光宣伝のためのパンフレットを作成、配付したとする。ところが、このパンフレットには、日本人の写真家が撮影した写真が無断転載されていたとする。この場合、この写真家は、著作権の侵害を理由として、日本の裁判所で、このパンフレットを作成した国に対して損害賠償を求める裁判をすることができるのか、法務当局に問う。

(答)

1 著作権は知的財産権の一つであるが、知的財産権に関する裁判手続については、この法律案第13条に規定が設けられている。

同条第2号は、外国等が、日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害に関する裁判手続について、その外国等は、我が国の民事裁判権から免除されないものとしている。

2 したがって、御指摘の事例については、日本国内で作成、配付したパンフレットにおいて、日本人の写真家が撮影し、著作権を有している写真が無断転載したことが、当該日本人の写真家の著作権を侵害しているか否かが問題となる事案であるから、この法律案第13条第2号により、パンフレットを作成、配付した国は我が国の民事裁判権から免除されず、写真家は、その国に対して、日本の裁判所で著作権の侵害を理由に損害賠償を求める裁判をすることができる。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

木庭健太郎(公明) 対法務当局(民事局)

1 問 主権免除をどのように行うのかは、大きく分けて3つの方法があると考えられる。裁判所が個別の事案ごとに国際慣習法に照らして判断する方法、条約を締結し、それに則って判断する方法及び国内法を整備し、それに則って判断する方法である。我が国では、これまで条約も国内法もなく、個別の事案ごとに裁判所が判断していたところだが、今回国連国家免除条約の締結と国内法を整備を両方行おうとしている。内容的には、この法律案は、国連国家免除条約と同趣旨だということだが、それなら同条約の締結のみ、あるいは国内法の制定のみ、どちらか一方だけでもよいのではないかと思われるが、両方を行う理由とメリットは何か、法務当局に問う。

(答)

1 現在、我が国には、外国に対して我が国の民事裁判権が及ぶか否かについて規定した法令は存在しない。よって、国連国家免除条約のみを締結して国内法を整備しない場合、外国が、同条約の締約国であるか非締約国であるかによって我が国の民事裁判手続における取扱いに違いが生じる可能性もある。

しかし、我が国の民事裁判権が及ぶ範囲を考えるに当たっては、諸外国を同条約の締約国であるか否かによって区別するのではなく、統一的に取り扱うことが適当である。

このような理由から、同条約を締結するとともに、同条約に準拠した国内法を整備する必要があると考えられる。

2 他方、このような国内法の整備のみでは、一国による国家実行にとどまり、具体的にいかなる範囲まで国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められるかについての国際ルールの確立を促進する観点からは不十分である。

このような理由から、国内法の整備のみならず、国連国家免除条約の締結をも同時に行う必要があると考えられる。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

木庭健太郎(民主) 対法務当局(民事局)

2問 この法律案は、国連国家免除条約と同趣旨のものであるということだが、細かくみると、条約にはあって、この法律案にはない規定がいくつかある。例えば、「裁判所」とは何かという定義規定が条約にはあるが、この法律案にはない。このようなものは、国内法ではわざわざ規定を置くまでもないと分かるが、この法律案第8条に出てくる「商業的取引」について、国連国家免除条約では何が商業的取引に当たるのか、判断する際の基準についての規定があるところを、この法律案ではそのような規定を置いていない。主権免除の対象とならない「商業的取引」をどのように判断するのかは、国内法の整備における重要なポイントの1つであると思うが、なぜ規定を置いていないのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 「商業的取引」に該当するか否かの判断基準については、①契約又は取引の動機や目的に着目して判断する考え方と②契約又は取引の性質に着目して判断する考え方とがある。目的に着目して判断する考え方では外国等による「商業的取引」の判断が恣意的になるおそれがあるため、基本的にはより客観的に性質に着目して判断する考え方が相当であると考えられる。
- 2 しかしながら、契約又は取引の性質に着目する限りは「商業的取引」に該当し得るような場合でも、我が国の民事裁判権からの免除をすべて認めないとすることが外国等の主権を侵害するような場合が皆無とはいえないため、そのような場

合には例外的に当該契約又は取引の目的等も考慮し、我が国の民事裁判権からの免除を認める必要がある。

- 3 仮に、「商業的取引」の判断基準について性質に着目して判断する考え方の立場から明文の規定を設けてしまうと、今述べたような裁判権からの免除を認めるべき例外的な場合を読む余地がないと解されるおそれがある。

そこで、この法律案においては、「商業的取引」の判断基準についての明文規定を設けなかったものである。

平成21年4月16日（木）

参・法務委員会

木庭健太郎（公明） 対法務当局（民事局）

3問 性質による判断を主としつつ、特段の事情があれば目的も考慮に入れるという考え方は、最高裁の平成18年判決の判断枠組みと共通ではないかと思われるが、いかがか、法務当局に問う。

（答）

先ほど述べたとおり、この法律案における「商業的取引」の判断基準は、契約又は取引の性質に着目して判断するいわゆる行為性質基準説を基本的には相当としつつ、平成18年7月21日の最高裁裁判所の判決において示された「我が国による民事裁判権の行使が外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情」の一内容として契約又は取引の目的を例外的に読む余地を残したものである。

したがって、この法律案における「商業的取引」の判断基準は、平成18年7月21日の最高裁判所の判決と整合的なものである。

（参考）

平成18年7月21日最高裁判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金相当額の支払を求めた事案についての判決である。

同判決は、外国国家は自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思表示した場合等を除き我が国の民事裁判権から免除さ

れる旨を示した昭和3年12月28日大審院決定を変更し、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。その上で、本件売買契約等の行為は、その性質上、私人でも行うことができる商業取引であるから、その目的いかんにかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たり、パキスタン・イスラム共和国は、特段の事情のない限り、本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

木庭健太郎(公明) 対法務当局(民事局)

4問 特段の事情があれば目的も考慮に入れることはある、行為の性質のみで単純に判断するわけではないという我が国の考え方は、最高裁判所判決でも、この法律案の審議における法務省答弁でも示されていると思うが、その上で、どのような場合に目的を考慮に入れるのかという明文規定を置いていないと、むしろ幅広く目的を考慮に入れるのではないかという誤解を招かないか、法務当局に問う。

(答)

- 1 「商業的取引」に該当するか否かについては、契約又は取引の性質に着目して判断するいわゆる行為性質基準説が基本的には相当であり、契約又は取引の目的は、あくまでも御指摘の最高裁判決にいう特段の事情の一内容として、例外的に考慮される余地があるにすぎないものである。したがって、どのような場合に目的を考慮に入れるのかということについて、あらかじめ一般的な定めを設けることは適當ではない。
- 2 また、目的を考慮に入れることができる旨の明文の規定を置くと、かえって外国等による「商業的取引」の判断が恣意的になるおそれもある。
- 3 そのため、この法律案においては、御指摘のような明文の規定は設けていない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

木庭健太郎(公明) 対法務当局(民事局)

5問 実際に、この法律案が法律として成立・施行されて、裁判所が判断する場合には、最高裁の平成18年判決と同じ考え方で判断されること、あくまで行為性質基準説が基本で目的を考慮するのは極めて例外的なケースであると考えて間違いないか、法務当局に問う。

(答)

委員御指摘のとおりである。この法律案は御指摘の最高裁判決と整合的なものであり、法律として成立・施行された後も、平成18年7月21日の最高裁判所の判決と同様に、いわゆる行為性質基準説を基本として、契約又は取引の目的まで考慮するのは、例外的な場合に限られることになると考えられる。

(参考) 判例時報1954号30頁(平成18年7月21日最高裁判決の解説)

「なお、本判決は、『我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り』という留保を付しているが、これは、国内判例の蓄積の乏しい現段階においては、一見すると私法的商業的性質を有する外国国家の行為であっても、我が国の民事裁判権の行使が外国国家の主権を侵害するおそれがある場合があり得ないとまでは言い難いことに配慮したもの

であろう。本判決は、制限免除主義及び行為性質基準説を採用している以上、右の『特段の事情』が認められるのは極めて例外的な場合に限られるものと考えられる。本判決が右の『特段の事情』という留保を付していることをもって、絶対免除主義に近い国家実行の余地を残したとか、行為目的基準説による限定を付したものと解するのは、本判決の正しい解釈とは言い難いように思われる。」

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産) 対法務当局(民事局)

1問 この法律案は、刑事裁判と軍事的活動は適用対象とならないと聞いているが、それはどのような意味か、法務当局に問う。

(答)

1 この法律案は、その名称のとおり、民事裁判権に関するものであり、この法律案が準拠している国連国家免除条約についても、同条約が採択された平成16年12月の国連総会決議において、同条約が刑事裁判手続については適用されないことが確認されている。

これを踏まえ、この法律案第1条は、民事裁判を対象とし、刑事裁判をその対象から除外することを明らかにしている。

2 また、軍事的活動に関する裁判手続において外国等が我が国の民事裁判権から免除されるか否かは、従前から、他の条約又は国際慣習法により規律されてきたところである。

この法律案は、このような従前の取扱いを変更するものではなく、この法律案第3条は、この法律案が、条約又は国際慣習法に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではないことを規定して、その点を確認している。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産) 対法務当局(民事局)

2問 この法律案が、在日米軍の軍事的活動に対する我が国の民事裁判権を制限する根拠となるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 在日米軍の軍事的活動に関する裁判手続において米国が我が国の民事裁判権から免除されるか否かは、従前から、日米地位協定及び国際慣習法により規律されてきたところである。
- 2 この法律案第3条は、この法律案が、条約又は国際慣習法に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではないことを規定して、このような従前の取扱いを変更するものではないことを確認している。
- 3 したがって、在日米軍の軍事的活動に関する裁判手続については、従前と同様に、日米地位協定及び国際慣習法により規律されることになるから、この法律案が、在日米軍の軍事的活動に対する我が国の民事裁判権を制限する根拠となることはない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産) 対法務当局(民事局)

3問 この法律案により、在日米軍の軍事的活動について新たな特権免除を認めることとなるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 2問で答弁したとおり、在日米軍の軍事的活動に関する裁判手続において米国が我が国の民事裁判権から免除されるか否かは、従前から、日米地位協定及び国際慣習法により規律されてきたところである。
- 2 この法律案第3条は、この法律案が、条約又は国際慣習法に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではないことを規定して、このような従前の取扱いを変更するものではないことを確認している。
- 3 したがって、この法律案の成立により、在日米軍の軍事的活動について新たな特権又は免除を認めることにはならない。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産) 対法務当局(民事局)

4問 この法律案第10条の趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

この法律案第10条は、外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が生じた場合には、一定の要件の下に、当該外国等は損害又は損失の金銭によるてん補を求める裁判手続について、我が国の民事裁判権から免除されないことを定めるものであり、被害者の救済も容易にするものである。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産)

対法務当局(民事局)

5問 この法律案第10条は、今後の裁判例の積み重ねにより、その解釈が発展していくものと思われるが、いかがか、法務当局に問う。

(答)

この法律案が法律として成立・施行された後は、他の法律と同様に、今後の裁判例等の積み重ねにより、その解釈が発展していく可能性があるものとする。

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

仁比聡平(共産) 対法務当局(民事局)

6問 この法律案第10条に定める傷害は、肉体的傷害に限るものではないと解されるが、いかがか、法務当局に問う。

(答)

御指摘の点は、この法律案第10条の「傷害」の解釈の問題であるが、物理的に肉体的傷害が生じていない場合であっても、例えばPTSDのような医学上承認された精神的疾患については、「傷害」に該当し得ると考えられる。

(対大臣・政務官)

4月16日(木)参・法務委

民事局 作成

仁比聡平議員(共産)

7問 この法律案第10条のように、人が死亡又は負傷したというような場合には、我が国で裁判をすべきだという一定の価値判断について、これを尊重していくべきものと考えますが、このような考えについて、法務大臣の所見を問う。

(答)

私も、人が死亡又は負傷したというこの法律案第10条が定めるような場合には、それによって生じた損害の賠償等について、我が国の裁判所で裁判をすべきと考え、この法律案を提出しているところであります。

(注) 法律案第10条の規定する要件

- 人が死亡・傷害したこと又は有体物が滅失・毀損したこと
- これらが外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じたこと
- 行為の全部又は一部が日本国内で行われたこと
- 行為をした者が行為時に日本国内に所在していたこと

(答弁等責任者)

民事局参事官 飛澤 知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

平成21年4月16日(木)

参・法務委員会

近藤正道(社民) 対法務当局(民事局)

1問 この法律案では、軍事的な活動はどのように取り扱われるのか、また、この法律案が成立した場合には、軍事的活動に関する裁判手続についてこれまで判例で認められてきた範囲を超えて広く裁判権免除が認められ、被害救済が制約され権利の空白地帯が生じて国民の裁判を受ける権利を侵害することはないのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 軍事的な活動に関する裁判手続において外国等が我が国の民事裁判権から免除されるか否かは、従前から、他の条約又は国際慣習法により規律されてきたところである。
- 2 そして、この法律案第3条は、この法律案が、条約又は国際慣習法に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではないことを規定し、このような従前の取扱いを変更するものではないことを確認している。
- 3 したがって、軍事的な活動に関する裁判手続については、この法律案の対象とはならず、この法律案が法律として成立した後も、従前どおり、条約又は国際慣習法により規律されることになる。
- 4 なお、この法律案は、民事裁判権からの免除が認められる具体的な範囲について、これまでの諸国の慣行を踏まえて作成された国連国家免除条約に準拠して、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を明らかにしたものであり、また、平成18年7月21日の最高裁判決とも整合的なものであるた

め、この法律案により、外国等が我が国の民事裁判権から免除される範囲が広がることはないと考えている。